

## 第3回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年3月7日（火）午後2時00分から午後2時36分
2. 開催場所 八女文化会館多目的ホール
3. 出席農業委員（23名）
 

1 番 月足 靖彦	2 番 鵜木 利通	3 番 松尾 健一
5 番 小川 哲郎	6 番 角 秀次	7 番 馬場 康浩
8 番 大坪知美子	9 番 中島 秀徳	10 番 仁田原一太
11 番 稲葉 初男	12 番 入江 保生	13 番 高山 和典
14 番 今村 嗣範	15 番 増永 勝広	16 番 古賀 則夫
17 番 江崎 潔	18 番 中村 善徳	19 番 茅島 澄雄
20 番 中村 輝義	21 番 田村 一彦	22 番 三宅 覚
23 番 池尻 律芳	24 番 國武 覚	
4. 出席最適化推進委員（14名）
 

3 番 平井 照也	6 番 中村 敏彦	10 番 下川 栄一
13 番 中嶋 壽敏	14 番 松延 清隆	19 番 松崎 保元
20 番 井上 元己	24 番 田形 隆徳	26 番 堤 政信
30 番 田中 勝之	32 番 野中 敏成	36 番 野中 円三
40 番 東 正洋	45 番 森松 利博	
5. 欠席委員 農業委員（1名）
 

4 番 牛嶋 徹也
-----------
6. 欠席委員 最適化推進委員（1名）
 

38 番 原 義博
-----------
7. 議事日程
  - 第1 会議の成立
  - 第2 議事録署名委員の指名
  - 第3 議案の上程
  - 第4 議案の審議

報告第 5号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について  
 議案第11号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願の処理について  
 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について

議案第13号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について

議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について

議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について

議案第16号 農地の権利移動に係る下限面積（別段の面積）の廃止について

#### 8. 農業委員会事務局職員

局長 松藤 洋治 次長 平島 聡 書記 樋口 昌伸 書記 西原 佑美  
黒木支所 渡部 真弓 井上 雄治 立花支所 中嶋 隆裕  
上陽支所 松尾 誠 星野支所 橋本 祐助 山口 輝信 矢部支所 城豪志

9. 会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に関係すると思われる部分等については削除しています。）

議長 本日は令和5年第3回農業委員会総会を開会しましたところ、各委員には大変お忙しい中、ご参集くださりまして誠にありがとうございました。

日中気温が上がりまして、農作業とも大変忙しい時期を迎えております。皆様方にもこれから先、農作業等に十分お励み頂きたいと思っております。

それではただいまより農業委員会総会を開会いたします。

（ 議長 着 席 ）

議長 日程 第1・会議の成立

只今の出席委員の数は農業委員 23名、  
農地利用最適化推進委員 14名 であります。

会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。

日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、19番茅島澄雄委員、20番中村輝義委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（ 異議なしの声あり ）

議 長	<p>異議がありませんので、そのように決定いたしました。</p> <p>日程 第3・議案の上程を行います。</p> <p>事務局より案件の朗読をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">( 案件朗読 )</p>
議 長	<p>事務局朗読のとおり、報告1件・議案6件を一括議題といたします。</p> <p>1ページをお願いします。</p> <p>報告第5号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、通知の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知の報告については16件です。総合計については、8ページをご確認ください。</p> <p>解約のあった土地79筆のうち田27筆、畑52筆、合計面積59,241.49㎡です。それぞれ合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により書類を受理致しました。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものであります。</p> <p>質疑にとどめ審議を終わります。</p> <p>9ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第11号、農地法第3条の規定による許可処分の取消願の処理について、番号1番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1番についてご説明いたします。申請地は黒木町田本字中道133番1、登記・現況ともに田、面積1,290㎡です。</p> <p>譲渡人、黒木町本分の〇〇氏と譲受人、黒木町土窪の〇〇氏の間で、令和5年2月6日付けで有償での所有権移転ということで許可をしていましたが、その後に「農業経営基盤強化法による所有権移転を申し出たい」とのことで今回取消申請をされるものです。以上でございます。</p>

議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 10ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第12号、農地法第3条の規定による許可申請書の処理について、番号1番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1番についてご説明いたします。申請地、八女市上陽町下横山藤原1904番1、登記・現況ともに畑、面積148㎡。譲渡人、八女市上陽町下横山の〇〇氏の経営縮小と、譲受人、八女市上陽町下横山の〇〇氏の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号2番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2番についてご説明いたします。申請地、八女市上陽町上横山字満治1426番1、登記・現況ともに田、面積553㎡外2筆、合計面積3,675㎡。この土地を、譲渡人、八女市本町の〇〇氏の経営縮小と、譲受人、八女市龍ヶ原の〇〇氏の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p>

議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>( 異議なしの声あり )</p> <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号3番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>3番についてご説明いたします。申請地、八女市上陽町上横山字満治1496番1、登記・現況ともに田、面積1,563㎡外1筆、合計面積1,881㎡。こちらの土地を、譲渡人、八女市上陽町上横山の〇〇氏の農業廃止と、譲受人、八女市龍ヶ原の〇〇氏の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号4番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>4番についてご説明いたします。申請地は、八女市黒木町木屋字山口1526番12、登記・現況ともに畑、面積1,250㎡外2筆、合計面積2,837㎡です。</p> <p>この土地を、譲渡人、黒木町木屋の〇〇氏の相手方の要望と譲受人、黒木町木屋の〇〇氏の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>( 異議なしの声あり )</p>

議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。          続いて番号5番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>5番についてご説明いたします。申請地、立花町北山字下男子2339番4、登記・現況ともに畑、面積6,895㎡。譲渡人である立花町北山の〇〇氏の経営縮小と、譲受人である筑後市大字和泉の〇〇氏の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。          質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。          ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。          続いて番号6番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>6番についてご説明いたします。申請地、八女市豊福字辻850番、登記・現況ともに畑、面積412㎡外3筆、合計面積2,771㎡。譲渡人、八女市本の〇〇氏の孫への贈与と、譲受人、八女市本の〇〇氏の祖母より受贈ということでの所有権移転贈与の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。          質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。          ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。          続いて番号7番ですが16番古賀則夫委員は、八女市農業委員会会議規則第11条の議事参与の制限に抵触する事案でありますので、席を下げさせていただきますようお願いいたします。          それでは事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>7番についてご説明いたします。申請地は、黒木町北木屋字赤坂3629番7、登記・現況ともに畑、面積1,196㎡外14筆、合計面積5,595㎡です。</p> <p>この土地を、譲渡人、黒木町本分の〇〇氏の親族への贈与と譲受人、黒木町北木屋の〇〇氏の親族からの受贈による所有権移転贈与の申請です。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。        質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。        ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。        古賀則夫委員は元の席にお戻りください。        続いて番号8番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>8番についてご説明いたします。申請地は、黒木町北木屋字瀧ノ上4575番、登記・現況ともに畑、面積545㎡外1筆、合計面積906㎡です。</p> <p>この土地を、譲渡人、黒木町木屋の〇〇氏の経営縮小と譲受人、黒木町木屋の〇〇氏の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。        質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。        ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議長	<p>異議はありませんので、原案のとおり決定いたしました。        続いて番号9番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>9番についてご説明いたします。申請地は、八女市星野村字森脇16738番、登記・現況ともに田、面積107㎡。</p> <p>譲渡人、八女市星野村の〇〇氏の経営縮小と譲受人うきは市吉井町</p>

議 長	<p>の〇〇氏の相手方の要望による、所有権移転贈与の申請です。以上で ございます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p> <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号10番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>10番についてご説明いたします。申請地は、黒木町北木屋字馬渡 2361番、登記・現況とも田、面積1,271㎡です。</p> <p>この土地を、譲渡人、黒木町北木屋の〇〇氏の子への貸付と譲受人、 八女市本村の〇〇氏の親からの借り受けによる10年間の使用貸借権 設定の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて13ページをお願いします。</p> <p>議案第13号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集 積計画の決定の処理について、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>本案件は、八女市農用地利用集積計画について、八女市長から本委 員会に対して決定を求められているものでございます。</p> <p>今回は、所有権移転の案件が5件ございます。</p> <p>番号1番、申請地、八女市本字牛焼谷1918番1、登記・現況と も畑、面積1,302㎡。こちらを、八女郡広川町の〇〇氏より八</p>



事務局	<p>女郡広川町の〇〇氏へ売買により所有権移転されるものです。</p> <p>番号2番、申請地、八女市本字牛焼谷1919番、登記・現況ともに畑、面積78㎡外3筆、合計面積4,189㎡。こちらを、八女郡広川町の〇〇氏より八女郡広川町の〇〇氏へ売買により所有権移転されるものです。</p> <p>番号3番、申請地、八女市黒木町田本字中道133番1、登記・現況ともに田、面積1,290㎡。こちらを、八女市黒木町本分の〇〇氏より八女市黒木町土窪の〇〇氏へ売買により所有権移転されるものです。こちらは、議案第11号にて農地法第3条の許可処分の取消をした案件の関連で、改めて農用地利用集積計画にて所有権移転されるものです。</p> <p>番号4番、申請地、八女市立花町白木字後ノ迫3916番1、登記・現況ともに畑、面積264㎡外1筆、合計面積946㎡。こちらを、八女市立花町白木の〇〇氏より八女市立花町白木の〇〇氏へ売買により所有権移転されるものです。</p> <p>番号5番、申請地、八女市立花町北山字割迫3538番8、登記・現況ともに畑、面積1,703㎡。こちらを八女市立花町北山の〇〇氏より八女市立花町北山の〇〇氏へ売買により所有権移転されるものです。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>15ページをお願いします。</p>
議長	<p>議案第14号、農地法第4条の規定による許可申請書の処理について、番号1番の説明と現地調査の報告をお願いします</p>
事務局	<p>1番についてご説明いたします。申請地は、八女市鶴池にあります八女市立岡山小学校から西へ100mほど進んだ農地です。</p> <p>農地の区分は、宅地化の状況からみて市街化が見込まれる区域内に</p>

事務局	<p>ある農地であって、第2種農地と判断します。</p> <p>申請地は、八女市室岡字二反田219番2、登記・現況ともに田、面積は1,513㎡外1筆、合計面積1,568㎡です。</p> <p>この土地を八女市室岡の〇〇氏が、共同住宅用地（1棟18戸）として利用するための申請です。隣接する農地の同意は不要であり、水利の承諾はとれています。</p> <p>2月24日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は南側側溝に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>16ページをお願いします。</p>
議長	<p>議案第15号、農地法第5条の規定による許可申請書の処理について、番号1番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>1番についてご説明いたします。申請地は、八女市吉田にあります福岡八女農業協同組合八女北支店から北東へ400mほど進んだ農地です。</p> <p>農地の区分は、第2種農地と判断します。内容は1番と同じです。</p> <p>申請地は、八女市吉田字柏町2002番、登記現況ともに田、面積322㎡外2筆、合計面積1,349㎡です。</p> <p>この土地を筑後市大字長浜の〇〇氏が八女市吉田の〇〇氏から譲り受けられまして、共同住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>2月24日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、雨水とともに</p>

議 長	<p>北側水路に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p> <p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p>
事務局	<p>続いて番号2番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p> <p>2番についてご説明いたします。申請地は、八女市馬場にあります八女総合体育館より北へ200mほど進んだ農地になります。</p> <p>農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。</p> <p>申請地は、八女市馬場字破須輪404番10、登記・現況ともに田、面積189㎡です。</p> <p>この土地を八女市今福の〇〇氏、〇〇氏が広川町大字新代の〇〇氏から譲り受けられまして、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地はありません。水利の承諾はとれています。</p> <p>2月24日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は西側側溝に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p>

事務局	<p>続いて番号3番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p> <p>3番についてご説明いたします。申請地は八女市馬場にありますが八女市立南中学校の西側に隣接する農地になります。</p> <p>農地の区分は、第3種農地と判断します。内容は2番と同じです。</p> <p>申請地は、八女市馬場字淵ノ上565番1、登記・現況ともに田、面積1,339㎡外4筆、合計面積は2,082㎡です。</p> <p>この土地を福岡市中央区平尾の〇〇氏が八女市高塚の〇〇氏から譲り受けられまして、共同住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地はありません。水利の承諾はとれています。</p> <p>2月24日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道に排水され、雨水は中央及び東側側溝に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号4番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>4番についてご説明いたします。申請地は、八女市平田にあります八女中央自動車学校より北西へ100mほど進んだ農地です。</p> <p>農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>申請地は、八女市平田字楽田357番、登記・現況ともに田、面積は716㎡外4筆、合計面積3,696㎡です。</p> <p>この土地を久留米市花畑の〇〇株式会社が、八女市平田の〇〇氏、</p>

議 長	<p>八女市本の〇〇氏から譲り受けられまして、建売住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>2月24日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は合併処理浄化槽で処理され、雨水とともに西側側溝に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号5番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>5番についてご説明いたします。申請地は、八女市忠見にあります八女市立忠見小学校より東へ100mほど進んだ農地です。</p> <p>農地の区分は、第3種農地と判断します。内容は1番と同じです。</p> <p>申請地は、八女市忠見字西小牟田1062番、登記・現況ともに田、面積は357㎡外3筆、合計面積681.89㎡です。</p> <p>この土地を八女市忠見の〇〇氏が、北九州市八幡東区荒生田の〇〇氏から譲り受けられまして、資材置場用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意は不要です。水利の承諾はとれています。</p> <p>2月24日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水は東側側溝に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>

	( 異議なしの声あり )
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号6番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>6番についてご説明いたします。申請地は、八女市鶉池にあります八女市立岡山小学校より南へ150mほど進んだ農地です。</p> <p>農地の区分は、市街地等で宅地化の状況が一定程度に達している区域内にある農地であって、第3種農地と判断します。</p> <p>申請地は、八女市鶉池字龍崩265番、登記・現況ともに田、面積は426㎡外4筆、合計面積1,533㎡、全体計画面積1,588.71㎡です。</p> <p>この土地を八女市鶉池の一般社団法人〇〇が、八女市鶉池の〇〇氏から賃貸借で譲り受けられまして、保育園用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>2月24日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は西側水路に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>
	( 異議なしの声あり )
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号7番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>7番についてご説明いたします。申請地は、黒木町鹿子生地区の市道渡内・鹿子生線沿いにあります元福豊コンクリート工場跡にある農地です。</p> <p>農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、第1</p>

事務局	<p>種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、第2種農地と判断します。</p> <p>申請地は、黒木町鹿子生字小山ケ谷1874番6、登記・現況ともに畑、面積は982㎡です。この土地を三重県四日市市の株式会社〇〇が、八女市吉田の〇〇氏から借りられ、太陽光発電設備用地として利用するための申請です。</p> <p>これまでの経緯としまして、今回の申請者である株式会社〇〇が近隣の非農地に太陽光パネルを平成27年に設置されました。所有者が土地の境界を確認されたところ、当該地が無断転用状態であることがわかり、市に相談がありました。是正措置として、事業者によってパネルを取り外され、現在は更地となっています。</p> <p>今回の申請は、八女市が農振除外を決定後、申請されているものです。近隣の土地とともに太陽光パネルを置く計画であり、造成は行われません。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾はとれています。</p> <p>2月24日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水は自然流下および南側の既存水路で枡を作って受けられ、南側を通る水路と、暗渠を通して北側の水路と二ヶ所に排水されます。排水に関して特段問題ないと確認しております。以上よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて19ページをお願いします。</p>
議長	<p>議案第16号、農地の権利移動に係る下限面積（別段の面積）の廃止について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」が令和5年4</p>

	<p>月1日に施行され、この法案により農地法の改正が行われます。改正の内容は、農地法第3条第2項第5号の削除、つまり下限面積要件の廃止です。</p> <p>八女市農業委員会では、4月総会時に別段の面積についてご審議いただき、八女市内全域の下限面積を40アール、空き家に付属した農地に限定した下限面積を1アールと設定及び公示しております。この別段の面積の公示については、農林水産省経営局農地政策課からの通知にて、改正法の施行に伴い、公示の効力が失われることから、農地の権利取得予定者等の誤解を招かないように、改正法の施行までに公示を廃止する手続きを行うことが適当であるとされております。</p> <p>つきましては、下限面積（別段面積）設定の公示を令和5年3月31日で廃止するものです。以上でございます。</p> <p>議長 事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p> <p>議長 異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>議長 以上で議案の審議は全部終了いたしました。 これをもって、本日の会議を終了いたします。 大変お疲れさまでございました。</p> <p style="text-align: center;">（ 閉会宣言 14時36分 ）</p>
--	--